

鹿児島県総合教育会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名及び住所を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号のほか、知事が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の心得)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 録音、写真撮影等を行うこと(知事の許可を受けた場合を除く。)
- (5) 飲食すること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴人は、知事の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第5条 知事は、傍聴人が前条第1項に掲げる行為をし、又は同条第2項の指示に従わないときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、鹿児島県総合教育会議運営要領第4条の規定により会議を非公開としたとき又は前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年5月20日から施行する。